

ふくしま花回廊PR・デジタルラリー実施業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、ふくしま花回廊PR・デジタルラリー実施業務（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

ふくしま花回廊PR・デジタルラリー実施業務委託

(2) 業務の内容

別紙「ふくしま花回廊PR・デジタルラリー実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 委託費の上限額

23,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期限

契約締結の日から令和6年8月31日（土）まで

3 公募スケジュール

(1) 公募開始 令和5年12月15日（金）

(2) 質問の受付期間 令和5年12月15日（金）から12月20日（水）17時（必着）

(3) 質問に対する回答 令和5年12月21日（木）

(4) 参加表明書の提出期限 令和5年12月25日（月）17時（必着）

(5) 企画提案書等の提出期限 令和6年1月9日（火）17時（必着）

(6) プロポーザル審査会 令和6年1月10日（水）予定

(7) 審査結果通知 令和6年1月11日（木）予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない

い者であること。

- (4) 福島市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の「企画制作等業務」に登載されている者であること。
- (5) 公募開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる関係を有すること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、福島市のホームページからダウンロードし入手すること。なお、福島市役所の窓口又は郵送での交付は行わない。

## 6 質問の受付

- (1) 受付期間

令和5年12月15日（金）から令和5年12月20日（水）17時（必着）

- (2) 提出方法

質問書（様式1）により、下記12「事務局」あてに、電子メール、持参又は郵送により提出すること。また、電子メール、郵送とも発信した旨を電話で事務局あて連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時までとする。

- (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島市のホームページに12月21日（木）までに掲載する。（個別の回答は行わない。）

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和5年12月25日(月) 17時(必着)
- (2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参  
※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時までとする。
- (3) 提出書類  
参加表明書(様式2) (1部)
- (4) その他  
ア 参加表明書(様式2)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。  
イ 参加表明書の提出があった者(以下「提案者」という。)については、参加資格に適合しているか確認を行い、確認結果について、12月26日(火)に通知する。

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年1月9日(火) 17時(必着)
- (2) 提出方法 郵送又は持参  
※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時までとする。
- (3) 企画提案書等  
ア 公募型プロポーザル提出書類送付書(様式3) (1部)  
イ 業務内容に関する企画提案書(任意様式) (10部)  
ウ 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績(参考様式1又は任意様式) (10部)  
エ 担当者経歴書(参考様式2又は任意様式) (10部)  
オ 見積書(任意様式) (1部)
- (4) 企画提案書の内容  
企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的及び概要、目標数値、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、本業務の実施体制及びスケジュールを記載すること。
- (5) 提案書作成に係る留意事項  
ア 提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。  
イ 企画提案書は、A4版で作成すること。なお、提出する書類の印刷方法(片面・両面)の指定はない。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格または無効  
次のいずれかの事項に該当する場合は、企画提案書は無効になる場合がある。  
ア 提案者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合  
イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

- ウ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合  
なお、提出期限の日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- エ 提出書類（参加表明書（様式2）及び企画提案書等）に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積書の金額が、上記2（3）に記載した上限額を超過している場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 下記10（1）の「審査会」当日に出席しなかった場合  
ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。
- ク その他本実施要領又は市があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

## （2）辞退

提出書類（参加表明書（様式2）及び企画提案書等）を提出した後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

## （3）費用負担

企画提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

## （4）その他

- ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがある。
- エ 提出された企画提案書等は、提案者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類（参加表明書及び企画提案書等）に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

## 10 審査方法

### （1）審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時 令和6年1月10日（水）（予定）

※時間等詳細については、企画提案書等の提出期日後に通知する。

イ 場所 福島市役所または福島市市民会館（予定）

ウ プロポーザルの所要時間 20分間の説明と10分間程度の質疑を実施する。

## エ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力	実施体制	①業務に必要な人材の配置、体制であるか。	10点 (5点×2)
	類似の業務実績とその評価	②類似の業務実績があるか。また、業務実績に対する評価。	10点 (5点×2)
	スタンプ獲得箇所の募集業務	③スタンプ獲得箇所を目標数確保できる募集方法となっているか。	10点 (5点×2)
	スケジュール	④本業務遂行にあたって適切なスケジュールとなっているか。	10点 (5点×2)
業務提案内容	企画・実施・運営	⑤モバイル端末を活用したデジタルラリーシステムが、ラリー参加者にとって利用しやすいか。	15点 (5点×3)
		⑥花回廊スポットの周遊促進につながる提案がなされているか。	15点 (5点×3)
	広報	⑦多くのデジタルラリー参加者を確保できる広報計画となっているか。	10点 (5点×2)
		⑧デジタルラリーへの参加意欲を喚起する広報内容となっているか。	10点 (5点×2)
	独自提案	⑨独自提案の内容は、独自性があり、効果的であるか。	10点 (5点×2)
計			100点

## オ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。なお、企画提案書等に記載がない場合には、その項目は0点とする。

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	4点	3点	2点	1点

なお、審査項目①、②、③、④、⑦、⑧、⑨については配点を2倍に、⑤、⑥については配点を3倍にして計算するものとする。

## カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに提案者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者とする。なお、平均順位の最も高かった者が複数いた場合には、その中で各審査委員の合計評価点が最も高かった者を業務委託予定者とする。また、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

## キ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、企画提案書提出期日後に通知する。

- ② 提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーション時に使用可能な資料は、提出した企画提案書のみとし、企画提案書の内容及びこれを補完する説明をすること。なお、新たな資料の配付は認めない。
- ④ プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意し、その他必要なものがある場合には、提案者が用意するものとする。
- ⑤ プレゼンテーションは、仮に本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うこと。

## (2) 通知等

- ア 審査結果については、採用、不採用にかかわらず、プロポーザル参加者全員に通知する。
- イ 審査結果に関する説明請求は、福島市情報公開条例に基づき行うものとする。なお、説明請求に対する回答の内容は、請求者及び最優秀者に関する以下の内容とする。

- ① 企業名
- ② 審査委員ごとの順位及び全体の平均順位

## 1 1 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と市が協議し、業務委託予定者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は、上記1 1 (1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は予算額を超えないものとする。

### (3) その他

業務委託予定者と市との間で行う協議が整わない場合、業務委託予定者から改めて徴収した見積書が上限額(上記2 (3))を超えている場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、次点の者を業務委託予定者とする。

## 1 2 事務局

福島市商工観光部観光交流推進室地域資源振興係(担当:鈴木、安田)

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話:024-525-3722

FAX:024-535-1401

E-mail:[kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)